

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		-	-
		3,868	256,891,270
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		106	2,480,956
債 務 控 除 額		2,086	19,238,591
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		410	1,361,577
課 税 価 格	実	3,886	241,495,212
相 続 税 額	算 出 税 額	3,802	25,587,768
	2 割 加 算 額	379	324,536
	計	3,802	25,912,304
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	109	57,985
	配 偶 者	660	6,069,012
	未 成 年 者	35	8,746
	障 害 者	82	140,514
	相 次 相 続	109	155,162
	外 国 税 額	-	-
	計	943	6,431,419
差 引 税 額	実	3,275	19,480,885
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		36	109,703
小 計		3,269	19,371,182
農 地 等 納 税 猶 予 額		135	1,794,650
株 式 等 納 税 猶 予 額		-	-
申 告 納 税 額	納 付 税 額	3,228	17,648,906
	還 付 税 額	26	72,373
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,454	115,440,000

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 19 年分	3,898	255,153,260	30,050,851	9,354,759	3,270	18,188,983	15	26,888	1,444
平成 20 年分	3,950	280,567,899	39,715,123	11,050,887	3,355	25,838,447	23	51,670	1,454
平成 21 年分	3,767	260,254,631	32,797,575	9,511,237	3,152	19,569,732	19	44,394	1,377
平成 22 年分	3,875	254,076,992	32,011,971	8,380,752	3,288	22,356,288	25	82,987	1,439
平成 23 年分	3,886	241,495,212	25,912,304	6,431,419	3,228	17,648,906	26	72,373	1,454

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
徳島	446	27,641,394	372	2,020,540	156
鳴門	199	13,491,228	148	911,469	79
阿南	72	4,883,427	59	328,431	30
川島	44	2,512,169	38	208,859	15
脇町	40	3,226,498	34	253,715	16
池田	10	998,289	8	145,387	4
徳島県計	811	52,753,005	659	3,868,401	300
高松	568	36,017,525	462	2,600,297	222
丸亀	172	10,253,174	147	647,011	71
坂出	123	7,179,915	102	461,517	50
観音寺	92	6,861,603	78	654,475	35
長尾	62	3,840,500	48	242,751	25
土庄	26	1,633,610	22	186,629	9
香川県計	1,043	65,786,327	859	4,792,680	412
松山	775	43,784,555	648	2,700,350	278
今治	158	8,961,344	131	578,756	56
宇和島	82	5,735,612	73	453,748	32
八幡浜	76	3,377,494	66	141,707	23
新居浜	85	5,444,448	73	400,631	33
伊予西条	96	5,213,494	78	233,721	37
大洲	63	3,507,757	54	127,202	22
伊予三島	106	5,404,394	94	376,419	31
愛媛県計	1,441	81,429,098	1,217	5,012,532	512
高知	366	28,117,536	297	3,078,728	148
安芸	18	1,471,865	17	120,713	7
南国	71	5,021,576	64	483,882	28
須崎	53	2,763,019	41	128,845	17
中村	34	1,727,070	32	50,778	11
伊野	49	2,425,716	42	112,347	19
高知県計	591	41,526,782	493	3,975,293	230
合計	3,886	241,495,212	3,228	17,648,906	1,454

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	3,884	240,545,292	3,229	17,548,156	1,454
	修正申告による増差額	72	948,706	104	163,431	48
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	22	1,214	31 △	62,681	17
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,886	241,495,212	実 3,228	17,648,906	実 1,454
過年分	申 告 額	169	7,083,232	146	390,285	88
	修正申告による増差額	935	10,284,068	1,283	1,827,067	524
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	161 △	864,598	205 △	276,556	111
	決 定 額	7	160,202	7	17,985	1
	計	実 1,263	16,662,904	実 1,623	1,958,781	実 628
合 計	申 告 額	4,053	247,628,524	3,375	17,938,441	1,542
	修正申告による増差額	1,007	11,232,774	1,387	1,990,498	572
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	183 △	863,384	236 △	339,238	128
	決 定 額	7	160,202	7	17,985	1
	計	実 5,149	258,158,116	実 4,851	19,607,686	実 2,082

調査対象等： 「本年分」は平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成22年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年11月1日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長された者は平成24年1月12日）から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成21年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	12	10,303	39	5,088	3	826
過 年 分	944	143,171	153	55,620	109	136,261
合 計	956	153,474	192	60,708	112	137,087

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

## 5-2 課税価格階級別

### (1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格 千円	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分 贈与財産価額	納付税額 千円	法定相続人の数 人
			千円	千円		
1 億円以下	369	30,574,744	1,016,119	100,317	433,636	853
1 億円超	775	107,084,039	987,659	696,508	4,507,759	2,378
2 "	178	42,517,635	238,783	267,665	3,706,578	575
3 "	97	36,264,943	112,403	195,362	4,633,325	334
5 "	23	13,603,376	106,536	23,851	2,224,531	89
7 "	11	9,088,903	17,976	75,556	1,777,870	42
10 "	1	1,411,652	-	2,319	264,459	3
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,454	240,545,292	2,479,476	1,361,577	17,548,156	4,274

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	5	74	129	123	38	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	69	172	279	176	50	17	9	-	1	-	-
2 "	-	6	44	67	42	12	4	-	1	1	-	1
3 "	-	4	15	33	29	12	3	1	-	-	-	-
5 "	-	-	3	9	4	4	2	-	1	-	-	-
7 "	-	1	1	2	3	3	1	-	-	-	-	-
10 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	7	154	364	514	292	81	27	10	2	2	-	1

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	611	23,997,707
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	484	6,386,723
	宅地（借地権を含む。）	1,307	72,937,021
	山林	357	299,609
	その他の土地	347	7,384,897
	計	1,342	111,005,957
家屋、構築物		1,268	15,016,658
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	188	575,951
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	21	177,388
	売掛金	34	81,154
	その他の財産	80	347,044
	計	248	1,181,537
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	256	8,714,929
	同上以外の株式及び出資	930	11,191,513
	公債及び社債	348	5,518,663
	投資・貸付信託受益証券	477	7,815,055
	計	1,143	33,240,159
現金、預貯金等		1,448	65,760,086
家庭用財産		947	309,472
その他の財産	生命保険金等	343	10,345,138
	退職金及び功労金等	87	4,112,137
	立木	148	116,652
	その他の	1,204	14,755,404
	計	1,267	29,329,331
合計		1,449	255,843,200
相続時精算課税適用財産価額		83	2,479,476
債務等	債務	1,228	16,393,655
	葬式費用	1,424	2,745,306
	計	1,443	19,138,961
差引純資産価額		1,451	239,183,715
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		250	1,361,577
課税価格		1,454	240,545,292

調査対象等：平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。